

環境衛生のお知らせ

草木の処理方法について

現在、放射性物質の影響からひまわりや草木などが多く排出されています。もとみやクリーンセンターでは、一度に大量の草木が排出されないように、当分の間それらの受け入れを制限していますので、草木等の処分については次のようにお願いします。

草・落ち葉

可燃物用のごみ袋(黄色の袋)に入れて出す。ごみステーションには一世帯当たり3袋まで、直接もとみやクリーンセンターに持ち込む場合は1日当たり5袋まで。

ひまわり等の茎

草・落ち葉と同様に出す。

汚泥・土砂・ワラ

ごみステーションでの収集もとみやクリーンセンターでの受け入れともできません。

切り取った枝木

太さ10cm以内のものを直径35cm×長さ60cm程度にひも等で束ねて出す。ごみステーションには、1世帯当たりおむね30kgまで、もとみやクリーンセンターに直接持ち込む場合はおむね50kgまで。

野焼きにはご注意ください

野焼きの苦情が各地で寄せられています。焼却により放射性物質が飛散することも考えられますので、庭や畑、田んぼ等での野焼きは控えてください。

また、ごみの焼却は禁止されています。ダイオキシン等の発生にもつながりますので、焼却せずに、指定のごみ袋に入れて出してください。



可燃物用ごみ袋 (黄色)

◎問い合わせ先

生活環境課環境衛生係
☎(55)51003



プラスチック製容器包装 (☑マークがあるプラスチック製の容器や包装)



出し方 指定袋に入れて出してください

汚れがあると、リサイクルできません。汚れのついているものは、紙や布などでふきとるか、水ですすいで汚れを取り除いてください。

- 袋類** レジ袋、菓子袋など
- 容器類** 市販の弁当、卵、カップ麺などの容器やペットボトルのふたなど
- トレイ類** 肉、魚介類、惣菜、冷凍食品などのトレイ類
- 外装フィルム** 各種の外装フィルム、ペットボトルのラベルなど
- ボトル類** シャンプー、液体洗剤、食用油などのボトル(ペットボトル以外のもの)
- 緩衝材** 各種製品などを固定している発泡スチロールなど



※汚れたものが混ざっていると、その汚れが周りのものに付着し袋の中に広がって、分別したプラスチック容器包装が資源化できなくなります。汚れたものはビニール・プラスチックごみの区分で出してください。

リサイクル



マークが付いていて汚いプラや汚れの落ちないものは、ビニール・プラスチックごみの袋に入れてください。

ビニール・プラスチックごみ



出し方 指定袋に入れて出してください

容器包装以外のプラスチック製品

ポリバケツ、洗面器、弁当箱、歯ブラシ、プラスチック製の文具、風呂マット、ビニール・プラスチック製のひも、各種ケース類など

汚れているプラスチック製容器包装など

洗うなどしても汚れが落ちないもの

